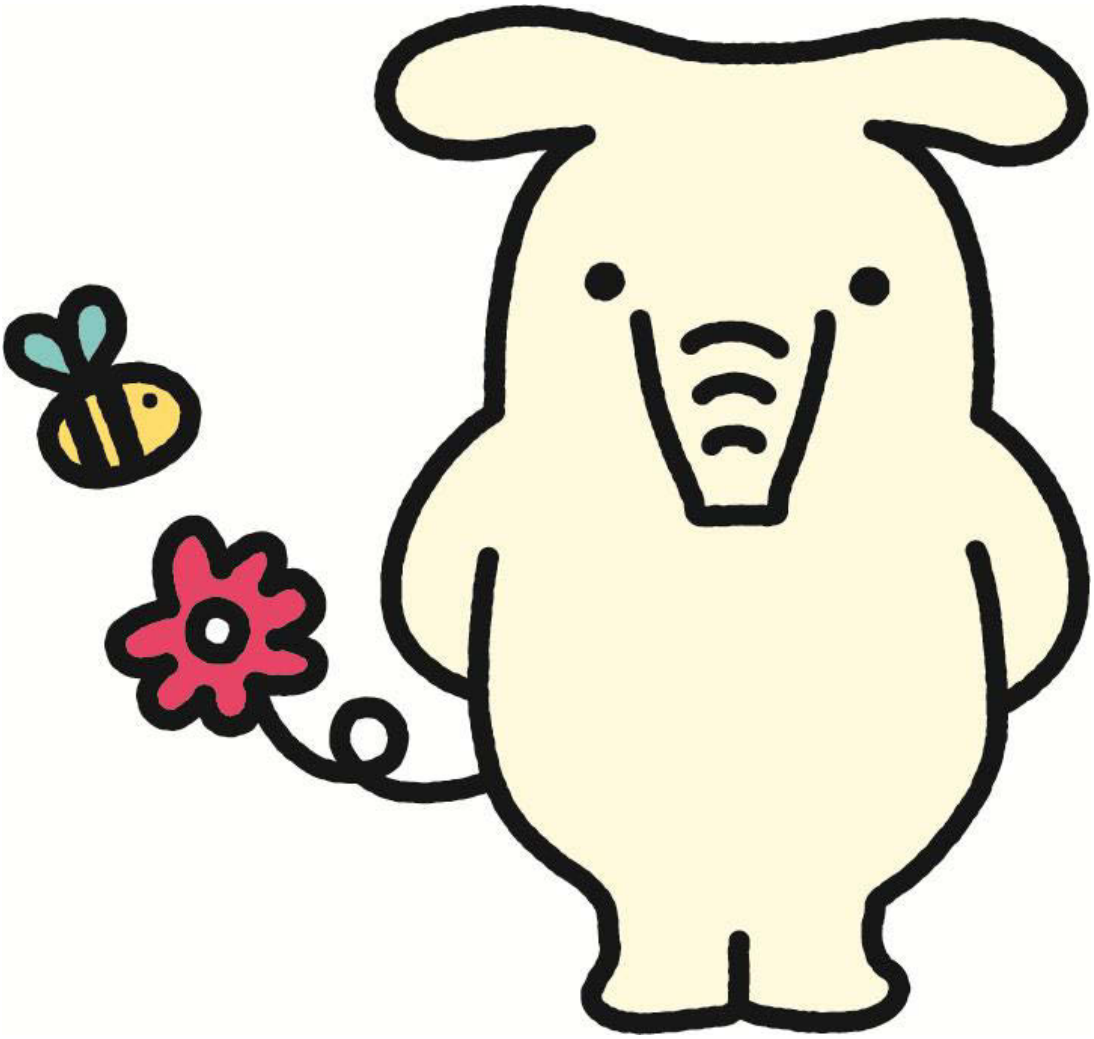
DISCLOSURE

2026．9　半期ディスクロージャー



©よりぞう

JAバンク

ＪＡ岐阜信連

JA岐阜信連の概要

（令和8年9月30日現在）

名　　称：　岐阜県信用農業協同組合連合会
設　　立：　昭和２３年８月１５日
住　　所：　岐阜市宇佐南４丁目１３番１号
出 資 金：　１２３，６１８百万円
会 員 数：　３６会員
役 員 数：　経営管理委員５名／理事４名／監事４名
職 員 数：　１３７名

経営方針

当会は、農業の振興を基本とし、これに関連する事業を通して地域社会と農業の持続的発展に貢献するため、会員JAと一体となって組合員および地域のニーズに即応した金融仲介機能の強化に取り組むとともに、組合員や地域の皆さまの信頼と支持をより強固なものとするため、専門的機能を一層強化することにより経営基盤の拡充を図っています。

また、県連合会としての機能を発揮し、会員JAの負託に応えられるよう、事業収益の安定確保と経営効率化に向けた取組みを積極的に進めるとともに、一層強靭な経営体質を構築するため、自己資本の増強と内部管理態勢の強化に取り組んでいます。

JAバンク自己改革の取組

第32回岐阜県JA大会にて、「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力の発揮」を取組みの基本方針とし、「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」、「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」、「持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化」への取組みを決議いたしました。

これを受け、当会は「岐阜県JAバンク中期戦略（2025～2027年度）」を策定し、JAバンク基本方針に定める「総合的戦略」に基づき、総合事業性を活かした金融仲介機能を発揮し、組合員・利用者がつながり続けたいと感じるJAバンクを目指す「つながり強化戦略」に取り組んでいます。

地域貢献情報

当会は、県内を事業区域として、県内のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業を基盤とする金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。その資金を、資金を必要とする農家組合員の皆さまや、JA・農業に関連する企業・団体のほか、地方公共団体および県内に事務所を置く一般企業等にもご利用いただいています。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

【 地域からの資金調達の状況 】

貯金残高（譲渡性貯金含む）

令和8年9月末　（単位：百万円）

資格	残高
正会員	2,360,071
准会員	8,190
正会員の組合員	52
地方公共団体	283
その他	11,290
合計	2,379,887

【 地域への資金供給の状況 】

貸出金残高

令和8年9月末　（単位：百万円）

資格	残高
正会員	15,278
准会員	39
正会員の組合員	353
地方公共団体	1,185
その他	440,963
合計	457,821

主要勘定の状況

（単位：百万円）

区　分	令和7年9月末	令和8年3月末	令和8年9月末
貯金等残高	2,451,080	2,398,111	2,379,887
預け金残高	1,372,988	1,394,328	1,377,182
貸出金残高	452,524	442,078	457,821
有価証券残高	754,901	691,185	661,016

損益の状況

（単位：百万円）

区　分	令和7年9月末	令和8年3月末	令和8年9月末
経常収益	18,274	38,063	23,583
経常費用	14,109	30,783	18,836
経常利益	4,165	7,279	4,747
当期剰余金	3,922	6,315	4,203

自己資本比率

（単位：百万円、％）

項　目		令和7年9月末	令和8年3月末	令和8年9月末
コア資本に係る基礎項目の額	(A)	201,686	199,877	204,022
コア資本に係る調整項目の額	(B)	52	43	34
自己資本の額	(A-B)(C)	201,634	199,834	203,987
リスク・アセット等の額の合計額	(D)	1,199,224	1,200,564	1,216,159
自己資本比率	(C/D)	16.81	16.64	16.77

注1　コア資本にかかる基礎項目とは、普通出資、後配出資、内部留保（資本剰余金、利益剰余金等）、一般貸倒引当金等が該当します。

注2　コア資本にかかる調整項目とは、無形固定資産（のれん、ソフトウェア等）、繰延税金資産、他の金融機関向け出資等が該当し、自己資本の額を算出するうえで、コア資本にかかる基礎項目から控除されます。

注3　リスク・アセット等とは、リスクを有する資産（有価証券、貸出金等）に、リスクの種類・大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じ、再評価した資産金額です。

注4　自己資本比率とは、自己資本の額をリスク・アセット等の総額で除して得た率です。国内基準を採用する金融機関では4％以上が必要とされますが、JA バンクグループでは自主的な取決めにより8％以上が必要とされています。

有価証券等の時価情報

有価証券

（単位：百万円）

	保有区分	取得価額	時価	差額
令和7年9月末	売買目的	―	―	―
	満期保有	68,368	60,782	△7,586
	その他	663,959	686,532	22,573
	合計	732,327	747,315	14,988
令和8年3月末	売買目的	―	―	―
	満期保有	68,259	57,762	△10,497
	その他	592,340	622,926	30,586
	合計	660,599	680,688	20,089
令和8年9月末	売買目的	―	―	―
	満期保有	68,150	55,303	△12,846
	その他	564,293	592,866	28,573
	合計	632,443	648,169	15,726

注　本表記載の有価証券の時価は、各基準日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
　　取得価額は、満期保有目的の債券またはその他有価証券については償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

金銭の信託

（単位：百万円）

	保有区分	取得価額	時価	差額
令和7年9月末	売買目的	―	―	―
	満期保有	14,728	12,705	△2,023
	その他	7,493	10,001	2,508
	合計	22,222	22,706	484
令和8年3月末	売買目的	―	―	―
	満期保有	14,346	10,774	△3,571
	その他	5,233	6,355	1,121
	合計	19,579	17,129	△2,450
令和8年9月末	売買目的	―	―	―
	満期保有	13,868	9,724	△4,144
	その他	2,096	2,067	△28
	合計	15,965	11,792	△4,172

注　時価等の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

農協法及び金融再生法に基づく開示債権

（単位：百万円、％）

区　　分	令和7年9月末	令和8年3月末	令和8年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3	113	113
危険債権	2, 195	2, 022	1, 967
要管理債権	－	－	－
うち三月以上延滞債権	－	－	－
うち貸出条件緩和債権	－	－	－
小計	2, 198	2, 135	2, 080
正常債権	450, 765	440, 438	456, 350
合計	452, 964	442, 573	458, 430
金融再生法開示債権合計　(A)	2, 198	2, 135	2, 080
保全額合計　(B)	2, 198	2, 135	2, 080
うち貸倒引当金	1, 021	1, 115	1, 139
うち担保保証等	1, 176	1, 019	940
保全率　(B/A)	100. 0	100. 0	100. 0

注1　破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

注2　危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

注3　要管理債権とは、農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

注4　三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

注5　貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

注6　正常債権とは、債権者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

農業者等の経営支援および地域密着型金融への取組

ＪＡバンク

農業・地域

●農業資金
・アグリサポート資金（JA）
・災害用アグリサポート資金（JA）
・アグリグロース資金（当会）
・農業近代化資金（JA・当会）
・岐阜県新規経営体育成資金（JA）
・JA交付金等つなぎ資金（JA）
・岐阜県豚熱緊急対策資金（JA・当会）
・家畜疾病経営維持資金（JA・当会）
・農業経営改善促進資金（JA）
（　）内は取扱窓口

〈日本政策金融公庫資金〉
・青年等就農資金
・農業経営基盤強化資金（スーパーL）
・経営体育成強化資金　等

●金融支援〈全国〉
・JAバンク利子補給制度
・災害緊急特別対策利子補給制度

●金融支援〈当県〉
・農業関係資金にかかる利子補給
・農業関係資金にかかる保証料助成

●出資他
〈全国〉
・アグリシードファンド
・担い手経営体応援ファンド
・JA・6次化ファンド
〈当県〉
・農機具等購入助成事業
・食の安全支援事業
・クラウドファンディング運営会社との業務提携

●県内農畜産物の消費拡大
〈農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供〉
・「担い手農業者向けセミナー＆交流会」開催

●新規就農支援
〈当県〉
・新規就農応援資金給付制度

●地域・社会貢献
・移動店舗車の導入
・反社会的勢力等との取引排除にかかる取組み
・マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策の強化に向けた取組み

●担い手のニーズに応えるための体制
・農業金融応援プロジェクトの取組み
・「JAバンク農業金融プランナー」の資格取得者の拡充
・「JAバンク農業金融プランナー対策研修」の実施

≪他団体との連携≫
・「ファーマーズ＆キッズフェスタ」への協賛
（岐阜県産農産物のPR）

※ 各種農業資金、金融支援の詳細については、当会ホームページをご覧ください。

【 文化的･社会的貢献に関する事項 】

〇食農教育応援事業にかかる取組

教材本贈呈事業では、子どもたちに、食料を生産する「農」の役割や重要性、自然･社会環境と「農」とのつながり等、農業に対する理解を深めていただくことを目的に、県内の小学5年生等に対し補助教材本を贈呈しています。

また、同目的でJAが行う教育実践活動に対し、費用助成を行っています。

〇学校給食地産地消推進事業支援

学校給食において、地元産農畜産物をはじめとする安全･安心な県産農畜産物を積極的に活用していただき、児童･生徒が「食」を選択する力を習得するとともに、将来にわたって県産農畜産物に愛着を持つことによる継続的な消費の拡大を図ることを目的として、岐阜県JAグループ、県、市町村が一体となって取り組んでいます。

当会および岐阜県JAグループは、学校給食センターにおける県内農畜産物の購入費を一部助成し、県産農畜産物の消費を積極的に推進しています。

〇棚田保全活動

環境保全の役割を果たしている「中山間地域における棚田の多面的機能」に着目し、SDGsへの取組みの一環として、つなぐ棚田遺産（農林水産省選定）が所在する市町村に対し、企業版ふるさと納税を活用した寄附を行い、当会の寄附金を市町村が実施する棚田保全にかかる事業に充てていただくことで支援しています。

【 農業者･中小企業等の経営支援に関する取組方針 】

当会は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでいます。

その取組みの一環として、金融円滑化にかかる基本方針を策定し、円滑な資金供給およびお客さまからのご相談等に、より一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

また、経営者保証（中小企業の経営者等による個人保証）については、経営者保証にかかる取組方針を策定し、合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして策定された「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取り扱うこととしています。

なお、下記の窓口を設置し、農業者や中小企業者等のお客さまからの各種ご相談に対応しています。

お客さまのためのご相談窓口

店舗名	所在地	窓口	電話番号
本　所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	営業部	058-276-5171

（注）受付時間　窓口：午前9時　～　午後3時30分、電話：午前9時　～　午後5時
ただし、金融機関の休業日を除く。

【 お客さま本位の業務運営に関する取組方針 】

当会は、協同組合組織として会員JAとの密接な連携のもと、効率的な組織機能を発揮することにより、金融事業を通して農業の振興および農家経済の安定･向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献することを経営理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

（1）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりませんが、本商品の組成を担う投資運用会社は、プロダクトガバナンス（お客さまに良質な金融商品を提供するため、投資運用会社等が商品の組成や運用において適切な運営、モニタリング、品質管理を行うこと）の実効性が確保されていることを確認したうえで選定いたします。製販全体で会員･利用者の皆様の最善の利益を実現すべく、JAバンク全体として、金融商品をご購入いただいた会員･利用者の皆様の属性や販売状況に関する情報などを投資運用会社へ提供するなど、密な情報連携を行います。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

（2）お客さま本位の商品選定を実現するため、ファンド選定会議を開催し、農林中央金庫が示す系統投信窓販に係る全国選定商品の取扱いについて、ファンドの特色･リスク内容等を検討しています。【原則 2 本文および（注）、原則 6 本文および（注 2）】

（3）JAバンクでは、いろいろな「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、商品数を絞ることで、お客さまにとっての選びやすさを重視し、長期投資に適していること、運用実績が良好であること、運用成績の再現性が認められていること、手数料が割安･良心的な水準であること、過度に分配金を捻出する商品ではないことを選定基準とした「JAバンクセレクトファンド」をご用意しています。【原則 2 本文および（注）、原則 6 本文および（注 2、5）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

（1）「資産運用ガイダンス」や「JAバンク資産運用スタイル診断シート」を活用し、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売いたします。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

（2）お客さまの投資判断に資するよう、商品の特徴やリスク特性・手数料等の重要な事項について、「JAバンクセレクトファンドマップ」やパンフレットを用いて分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

（3）お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、購入時手数料早見表を活用し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

「利益相反管理方針」に基づき、利益相反の恐れのある取引を類型化したうえで特定し、統括部署にて管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証するなど、お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないよう、適切な管理を行います。【原則 3 本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（1）お客さま本位の業務運営を一段と高められるよう、職員への研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成します。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（2）ライフプランに対する資産形成・資産運用ニーズに応じたご提案を行い、組合員・利用者の豊かなくらしの実現を目指すJAの取組を強化するため、資産形成サポートチームを設置し、JAを支援する態勢を構築しています。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。

【 個人情報保護方針 】

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8. 当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
9. 当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
11. 当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、お問合せ窓口までお申し出ください。

お客さまのためのお問合せ窓口

店舗名	所在地	窓口	電話番号
本　所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	総合管理部	058-276-5111

（注）受付時間　電話：午前9時　～　午後5時
ただし、金融機関の休業日を除く。

【　マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針　】

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
4. 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
5. 当会は、警察、公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

【　ハラスメント対策基本方針　】

当会は、協同組合組織として会員JAとの密接な連携のもと、効率的な組織機能を発揮することにより、金融事業を通して農業の振興および農家経済の安定・向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献することを経営理念として掲げ、利用者の皆さまからのご意見・ご指摘に真摯に対応し、信頼や期待に応え、より高い満足を提供することを心がけています。そのためには、全役職員が心身ともに健やかに、いきいきと活躍できる、安全・安心で働きやすい職場環境を確保することが重要であると考えておりますので、これらを脅かすハラスメントは看過できない問題と捉えております。当会は、日ごろの取引や対応において、利用者の皆さまに誠実に対応することを第一に掲げるとともに、役職員の人権を尊重しておりますが、仮に利用者の皆さまおよび役職員にハラスメントとなる言動があった場合、毅然とした態度で組織的に対応します。

1．ハラスメントの定義

（1）職場におけるハラスメント

「優越的な関係を背景とし、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、職員の就業環境が害されるもの」「職員の意に反する性的な言動により、不利益を受けたり、就業環境が害されるもの」「妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動により、職員の就業環境が害されるもの」と定義いたします。

（2）求職者等へのハラスメント

「求職者等への性的な言動により求職者等による求職活動等が阻害されるもの」と定義いたします。

（3）利用者の皆さまと役職員とのハラスメント

当会では、「利用者の皆さまからのお申し出・言動のうち、役職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（社会通念に照らし、当該言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、または、手段・態様が相当でないもの）により、役職員の就業環境が害されるもの」と定義いたします。

【要求の内容が妥当性を欠くものの例（これらに限るものではありません）】

・当会の提供する商品・サービスに瑕疵・過失のない要求
・当会の提供する商品・サービスの内容とは関係のない要求

【要求を実現するための手段・態様が相当でないものの例（これらに限るものではありません）】

・身体的な攻撃（暴行、傷害）
・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、SNS　等のインターネット上への役職員のプライバシーに係る情報の投稿、盗撮、土下座の強要等）
・威圧的な言動
・継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
・拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
・差別的な言動
・性的な言動・セクシュアルハラスメント

・職員個人への攻撃、要求・プライバシーの侵害

2. ハラスメントへの対応

当会は、以下の体制を構築しています。

・ハラスメントへの対応方法、対応手順の策定

・職員のための相談窓口、メンタルケア体制の整備等

・ハラスメントであると判断した場合には、役職員一人ひとりを守るため、組織で毅然とした対応を行います。なお、ハラスメントが継続する場合や、特に悪質と判断される場合等は、警察・弁護士と連携するなどし、厳正に対応いたします。

・すべての人がハラスメントを受ける可能性があるとともに、ハラスメントを行う可能性があることから、役職員への教育・研修の実施を継続して実施します。

3. 利用者の皆さまへのお願い

当会は、今後も引き続き、農業と地域社会に根差した組織として、利用者の皆さまと良好な関係を築いていけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申しあげます。



岐阜県信用農業協同組合連合会
〒500－8367　岐阜市宇佐南４丁目 13 番１号
TEL 058－276－5121 FAX 058－278－0135
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　https://www.jabankgifu.or.jp/